

北海道地方最低賃金審議会資料

(第4回 令和6年8月21日)

資料No.1 2024年北海道最低賃金額改定に対する異議申立書
(北海道労働組合総連合：2024年8月9日付け)

資料No.2 令和6年8月5日公示、北海道労働局一般公示第5号に対する異議申出書
(きよの社会保険労務士事務所：令和6年8月19日付け)

2024年 8月9日

北海道労働局
局長 三富 則江 様北海道労働組合
議長 三

2024年北海道最低賃金額改定に対する異議申立書

労働者の労働条件・生活の向上と、国民経済の健全な発展に向けご尽力いただいている貴局および審議会委員の皆様にご心から敬意を表します。

北海道地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度最低賃金について、北海道最低賃金を中央最低賃金審議会の目安同様、「50円」引き上げて時間額1,010円とする答申をしました。答申された額は、昨年の引上げ額40円を上回る過去最高となりましたが、物価上昇の後追いにすぎず、最低賃金近傍の労働者の生活改善や、労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながりません。

道労連は今年、静岡県立大学短期大学部の中澤秀一准教授による監修のもと2016年に公表した最低生計費の再改定に取り組みました。2016年は、時給換算単純平均で1,289円(中央最低賃金審議会で用いる労働時間=月173.8時間で除した)。さらに、一般の労働者の所定内労働時間(月149.3時間)で時給換算単純平均額では1,501円でした。2024年改定版では2016年から2024年4月にかけての物価変動を「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、再試算したところ普通の生活に必要な費用は、単純平均で259,283円(税・社会保険料込み)。時間給換算(月173.8時間)では単純平均1,491円となりました。さらに一般の労働者の所定内労働時間(月149.3時間)時給換算単純平均では1,736円が必要であることが明らかになり、北海道で人間らしい生活をするためには、少なくとも時給1,500円以上が必要なのがゆるぎないものとなりました。時給1,500円に関しては、政府も「2030年半ばまでに全国加重平均1,500円に引き上げ」を掲げており、この金額の妥当性を認めているところです。2016年の試算結果と比較すると、生活に必要な金額は12.3%上昇しており、賃金が物価上昇分に合わせて上がっていなければ、労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味します。実際に、名目賃金はこれほどには上昇しておらず、実質賃金は2年連続でマイナスとなっており、今回の答申は「一桁足りない」と言わざるを得ません。

中央審議会はAランク～Cランク一律で50円の目安を答申しました。地域格差を広げた昨年の答申に比べ、一歩前進したといえるものの、地域の格差解消を地方に丸投げした状態と言え、道府県が中央の目安額に上乘せを決断しなければ、地域格差の是正は全く進みません。

先述した最低生計費調査は、これまで全国28の都道府県で取り組まれ、普通の生活に必要な水準は全国ほとんど同じ1,500円以上が必要であることが明らかになっています。2020年度から2023年度にのべ502の自治体で最低賃金の引き上げと「格差の是正」、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択され、その声は年々広がってきています。今年もいくつかの県知事が最低賃金の引き上げの改善要望を表明しており、政府はその声に応えるべきです。こうした問題点を北海道最低賃金審議会、北海道労働局としてもより重要課題として位置づけ、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。最低賃金には労働者の生活保障や格差を是正する機能があり、「分配の適正さ」が求められます。以上の点から、下記の異議を申し立てます。

記

- 北海道最低賃金額を50円引き上げて時間額1,010円とする答申は容認できません。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、さらなる引き上げを行うよう再審議を求めます。

以上



令和6年8月19日

令和6年8月5日公示、北海道労働局一般公示第5号に対する異議申出書

きよの社会保険労務士事務所

代表 清野 裕司

令和6年8月5日公示、北海道労働局一般公示第5号について、最低賃金法施行規則 第八条の規定により使用者として以下のとおり異議を申し出ます。

内容

初めに、改訂の答申内容は存在するが、異議申し立ての方法を含む公示が北海道労働局のホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html>) に掲載されておらず北海道民の異議を申し立てる権利を不当に制限している。

改定決定は、労働者の生活費、賃金上昇率を20%以上上回るものであり、賃金原資の増加を超える部分を本来業務能力のあるものに対する昇給原資を減らして最低賃金上昇の原資になる。これは業務能力のあるものに対する人権侵害に他ならない。また当該改訂には金利上昇による賃金原資の減少も考慮されていない。1010円という金額および上昇率は最低賃金法にある事業の公正な競争を阻害する。

労働者派遣法より令和6年5月24日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」により規定された職業安定業務統計による地域指数(県内で最も少ない係数、小樽計87.2、八王子計107.5)および令和6年8月5日東京労働局公示、東京最低賃金の答申1163円より金額は944円に決定すべきである。

計算式 $1163 \text{円}[\text{東京最低賃金}] \div 107.5[\text{八王子計}] \times 87.2[\text{小樽計}] = 944 \text{円}$ (小数点以下切り上げ)

理由

最初に、他の労働局のホームページには意義申し立ての方法を含む公示が掲載されているにもかかわらず、北海道労働局では掲載されていないことについて、法の平等性の観点から手続きの正当性に疑義があります。

議論の対象となっている北海道消費者物価指数は前年比で平均3.6%の上昇ですが、今回の賃金上昇率5.21%とは40%以上の乖離があり、賃金原資の元となる消費者物価指数および企業物価指数(日本銀行2024年7月速報)の3%と比較しても乖離した部分の昇級原資が不足することが明らかです。また、今年の連合北海道春期生活闘争における賃上げ率は4.51%、全国平均は5.10%とされていますが、毎月勤労調査(令和6年5月速報値)によれば、固定的賃金の上昇は前年比2.5%にとどまり、中小企業の実態が議論に反映されていないことは明らかです。



通常の事業の賃金支払能力では、パートタイマー等のベテランと新人の給与差をつけることが困難になり、労働者の能力向上とやる気維持という「労働の質」の観点から SDGs（持続可能な開発目標）とは相反します。さらに、最低賃金の上昇は事業の公正な競争を阻害するだけでなく、人権の観点からも問題があります。ベテランというプロセスを完結して生産物を作成できる労働者の給与原資が、能力が低く生産物を作成できない労働者に搾取される構造となり、生産性の低下と給与原資の搾取によりベテランの人権が侵害されることとなります。

実際、近年の経済成長を無視した最低賃金引き上げは、設備や教育などへの投資資金を人件費が先食いしただけであり、生産性の向上にはつながらず、労働生産性が韓国に抜かれる結果となっています。IMD 世界競争力ランキングにおいても、生産性・効率性が 55 位（2020 年）から 58 位（2024 年）に低下し、韓国の 33 位（2024 年）との差が年々拡大しています。賃金格差をつけられなくなったため、管理方法においても 65 位（2024 年）とされています。経済成長が伴わない最低賃金の増加は、生産性・効率性を下げるだけです。

また、2015 年および 2020 年の国勢調査において、「雇用者のいない事業主」における職業「K 運搬・清掃・包装等従事者」の全就業者数が全年齢を通じて 13%増加しており、特に 20-24 歳が 49.7%、25-29 歳が 51.0%、30-34 歳が 38.2%、30-39 歳が 25.9%の増加と若年層に顕著な増加が見られます。これは軽作業において最低賃金を支払うことができず、雇用の形態が請負に移行し始めたことを示しています。実際に相談を受けたデリバリーサービスの請負契約では、実際の労働時間を時給換算すると 500 円に満たない状態も見受けられました。

さらに、北海道の最低賃金は札幌市を基準に作成されており、札幌圏外の人件費率等の状況が反映されていません。労働者派遣法によりハローワーク別地域指数が運用されており、これを基にしなければ法的にも合理性がありません。

以上の理由により、異議を申し立てます。

